

※ 申請に必要な「申請書兼請求書」は研修ごとにお配りします。

令和 7 年 4 月 1 日作成

令和 7 年度 世田谷区登録ヘルパー等研修受講助成事業

世田谷区では、登録ヘルパー等（※）の研修の受講を促進することで技術の向上等を図り、もって訪問介護等を利用する区民の福祉を増進するため、登録ヘルパー研修受講助成事業を実施しています。

※登録ヘルパー等とは、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 8 条第 1 項に規定する居宅サービス事業を行う事業所等に登録して、同条第 2 項に規定する訪問介護等に従事する方です。

1. 助成対象

区が実施する訪問介護等に係る研修であって、区長が別に指定する研修（以下「対象研修」という。）を受講した区内介護事業所に勤務する登録ヘルパー等が対象です。

2. 助成金額

対象研修の受講時間 1 時間につき、1,000 円を助成します（受講時間に 1 時間未満の端数がある場合は、その端数が 30 分以上の場合は 1 時間とし、30 分未満のときは切り捨てです）。

※助成金の総額は、令和 7 年度予算の範囲内となります。

3. 申請方法【電子申請も可】

申請書を記入し、事業所から就労証明を受けてから、下記＜問い合わせ・申し込み先＞に記載の窓口へ提出（郵送または持参）してください。電子申請での提出も可能です。申請期限は対象研修を受講した日から 3 ヶ月以内です。受講後は、すみやかにご申請ください。

4. 動画視聴研修（WEB 研修）の場合の注意事項

①動画視聴後に記名式のアンケートへの回答が条件となります。

※アンケートの中で、雇用条件が「登録ヘルパー」である旨の選択が必要です。

②「世田谷区福祉人材育成・研修センター」のホームページから交付申請書兼請求書をダウンロードし、3. 申請方法により申請してください。

5. 申請に必要な書類

登録ヘルパー等研修受講助成金交付申請書兼請求書

※申請書兼請求書は対象の研修ごとにお配りしております。他の研修の申請にはご利用いただけませんので、ご注意ください。

6. 注意事項

・申請書は、黒色ボールペンで記入してください（消せるボールペン不可）。

・申請書の申請者記入欄を訂正する場合は、二重線で訂正してください（訂正印不要）。

なお、事業所記入欄は二重線で訂正のうえ訂正印（代表者印または社印）が必要です。

・対象研修等については「世田谷区福祉人材育成・研修センター」のホームページを確認してください。

＜問い合わせ・申し込み先＞

〒154-8504 世田谷区世田谷 4-21-27

世田谷区高齢福祉部高齢福祉課（月～金 8 時 30 分～17 時）

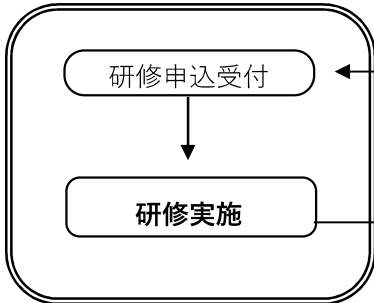
TEL 03-5432-2397 FAX 03-5432-3085

電子申請はこちらから➡



◆申請から助成金の受け取りまで◆

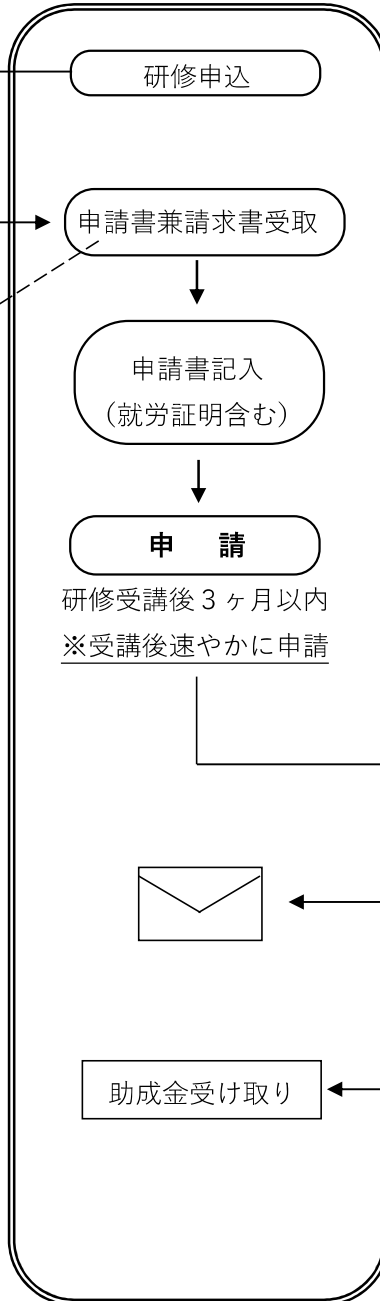
福祉人材育成・研修センター



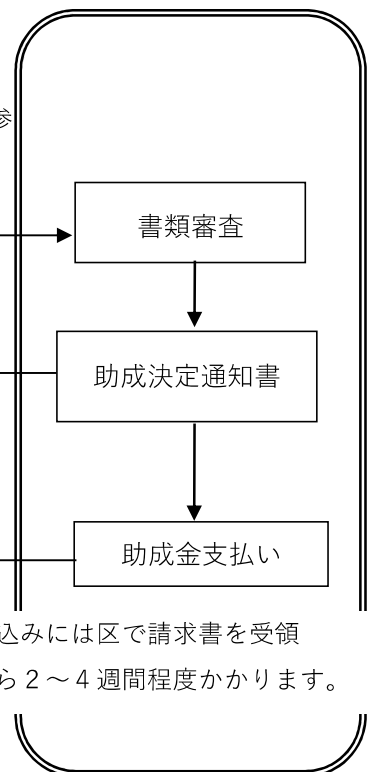
WEB 研修の場合、動画視聴後、
記名式のアンケートに回答し、
研修ページから申請書をダウン
ロードして申請する。



申請者



世田谷区



郵送・持参
又は
電子申請

郵送

振込※

※お振込みには区で請求書を受領
してから2～4週間程度かかります。